

船橋市障害福祉分野における 外国人介護人材受入促進事業補助金

市内障害福祉サービス事業所を運営する法人を対象に、
EPA介護福祉士候補者・技能実習生・在留資格「特定技能」・在留資格「介護」
の外国人受入に係る初期費用の一部を1人当たり最大50万円補助します。

補助対象者

- ・市内で指定障害福祉サービス事業所（詳細は裏面）のいずれかを運営する者であること。
- ・外国人介護人材を直接雇用（派遣は対象外）している障害福祉サービス事業者であること。

●外国人介護人材の要件

受入れ制度により、それぞれの要件を全て満たす者としてします

E P A介護福祉士候補者 (求人申込年度)	E P A介護福祉士候補者 (受入れ年度)	技能実習生・在留資格「特定技能」 在留資格「介護」
E P A外国人介護福祉士候補者であること		技能実習生として、または在留資格「特定技能」もしくは「介護」をもって在留する外国人であること
令和6年4月1日以降に マッチングが成立したこと	令和6年4月1日以降に就労を開始し、 申請日時点で介護職員として市内事業所に4か月以上就業していること	
—	従事している事業所を適用事業所とする 社会保険の被保険者であること	

- ・過去に補助を受けようとする外国人介護人材に係る補助金を受けていないこと。
- ※E P A介護福祉士候補者の受入れのみ、求人申込年度・受入れ年度の2回に分けて申請となります。

補助対象経費

障害福祉サービス事業者が、
E P A介護福祉士候補者・技能実習生・在留資格「特定技能」・在留資格「介護」の
外国人の受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）のうち、
受入れ調整機関等に支払ったもの（詳細は裏面）。

補助金の額

- ・外国人介護人材1人あたり**補助基準額（上限100万円）**に係る**実支出額の2分の1の額**
（1,000円未満端数切り捨て）
- ・補助金の交付申請は、同一年度内に**一法人につき外国人介護人材2人分**の受入れまで
※E P A介護福祉士候補者の受入れのみ、求人申込年度に係る費用について別途2人分申請可能。
※E P A介護福祉士候補者の受入れについてののみ、一部要件の緩和あり。

申請期限

令和6年度は、**令和7年3月31日**が申請期限です。

その他の情報は、ホームページからご確認ください。

お問い合わせ
船橋市 障害福祉課 TEL：047-436-2307



障害福祉サービス事業者

補助対象となる障害福祉サービス事業者は、以下の市内障害福祉サービス事業所を運営する者

対象サービス種別		
居宅介護	施設入所支援	共同生活援助
重度訪問介護	自立訓練	
同行援護	就労移行支援	
行動援護	就労継続支援A型	
療養介護	就労継続支援B型	
生活介護	就労定着支援	
短期入所	自立生活援助	

補助対象経費（詳細）

E P A 介護福祉士候補者の受入れ	技能実習生・在留資格「特定技能」・ 在留資格「介護」の受入れ
障害福祉サービス事業者が受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）のうち、国際厚生事業団または日本語研修機関に支払う次の費用	障害福祉サービス事業者が受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）のうち、受入れ調整機関等に支払う次の費用
(1) 求人申込手数料 (2) 現地合同説明会参加に係る一部負担金 (3) あっせん手数料 (4) 滞在管理費 （E P A 介護福祉士候補者の入国初年度に係るものに限る。） (5) 送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金 (6) 介護導入研修に係る費用 (7) 日本語研修の一部負担金	(1) 職業紹介費 （受入れ調整機関を通し送り出し調整機関等に支払う費用を含む。） (2) 入国に係る渡航費 (3) 入国前研修に係る費用 (4) 在留資格申請書類作成に係る費用 （収入印紙代及び入国管理局申請取次ぎ費用を含む。） (5) 技能実習計画認定申請手数料 （技能実習生の受入れに係るものに限る。） (6) 入国後研修費 (7) 講習手当 （技能実習生の受入れに係るものに限る。） (8) 入国後送迎費 (9) 健康診断に係る費用 (10) 保険料